

平成 28 年 8 月 1 3 日

JRAD 発第 1528005 号

平成 29 年度パラ馬術 強化指定選手の選考規程

一般社団法人日本障がい者乗馬協会
強化委員会

(目的)

パラリンピック及び FEI 主催の国際大会等で日本チームが最高の競技力を発揮する事を目標に、強化指定選手合宿への参加、指定する国内大会への出場、国際大会派遣などの機会をつくり、良いコーチングとケアができるチーム作りを目指すことを目的とする。

1. 対象 (指定対象期間：平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月末)

対象者は次の項目をすべて満たしている者とする。

選考対象

- (1) 日本国籍を有し、一般社団法人日本障がい者乗馬協会 (以下「JRAD」という) の団体登録と日本馬術連盟の選手登録が完了していること。
- (2) FEI クラシフィケーション (グレード) が確定していること。… (国内暫定含む)
※国内暫定⇒国内_クラシフィケーション (グレード) が確定し FEI 申請中であること。
- (3) 健康上の問題がなく、馬術競技を行なう上で心身ともに適した状態である事。
- (4) トップアスリートとして、礼儀と規律を遵守し日本の代表となり得るもの。

選考基準

- (5) 次の競技会のチームテスト及びチャンピオンシップテストの競技成績上位 2 成績の得点率を合計し 2 で除した得点が上位のもので、1 回は 60%以上の得点率を取得したもの。
 - ① H28 年度の全国障がい者馬術大会 (10 月)、JRAD 主催の国内競技会 (H29 年 3 月予定)
 - ② 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間に実施された CPEDI 3★以上の国際競技会※ 1 a～4 のグレードのクラスを超えて成績順 (FEI 基準) に上位 6 名が強化指定選手候補となり、その他は予備選手となる。

選考見直し

- (6) 強化指定選手の見直しは、基本的には年一回とする。しかし国際大会などの成績の結果によっては、随時見直すことが有る。(CPEDI 3★以上で 68%以上)

2. 強化指定選手の決定

(1) 対象選手の指定

強化指定選手を希望するものは選考基準の対象となる2競技の結果表を添えて JRAD 事務局に申請する。

申請された選手のうち、上記対象1を満たしている選手に対して、強化指定選手候補通知を行い、承諾書の提出を持って強化指定選手とする。

(2) 強化指定の撤回（交代）

強化指定選手に決定した選手であっても行動指針に反する行為や、トップアスリートとしての適格性に欠ける状態や行為があった場合 JRAD は当該選手の強化指定を撤回することができる。また、怪我や故障などで年度内での選手活動の続行が困難と判断した場合、強化指定を撤回する事ができる。

3. 行動指針

強化指定選手に決定した者は、日本を代表する選手の一員としての自覚を持ち、競技力向上のため最善の努力を常とし、以下の事項を遵守しなければならない。

- ・チームワークを重んじ、常に馬術の技術向上に努めること。
- ・強化合宿等に関して、正当な理由なく参加しない場合は、強化指定を撤回する場合がある。
- ・他の選手の模範となること。
- ・日本を代表する選手であることを自覚し、行動、発言には十分注意すること。
- ・選手、対象馬を問わず、重大な事故があった場合は理事長あて文書にて報告すること。
- ・競技者ならびに馬のドーピング防止および薬物規制に関する諸規程をよく理解し、これに抵触することがないように十分に注意すること。

4. ナショナルチームメンバーの選出

パラリンピック競技大会、世界選手権大会、その他の国際大会においてナショナルチームを結成する場合がある。

メンバーの選出は強化選手であるなしに関わらず、国際競技（CPEDI 3★以上）で60%以上を取得しクオリファイされていること。

5. その他

- (1) 強化指定選手は年1回の健康診断を受診し、診断結果の提出を義務付ける。
- (2) 強化合宿の参加は必須となり、正当な理由なく不参加の場合は、強化指定を解除する。
- (3) 強化合宿および競技会にかかる参加費用は原則選手の個人負担とする。但し、寄付や助成があった際に、補助が出る場合がある。
- (4) 選考結果に対する異議申し立ては、選考が選考基準に則って行なわれていないとき、もしくは選考過程で情実があった場合にのみ行なう事ができる。

選手は JSAA（公益財団法人日本スポーツ仲裁機構）に異議申し立てをする権利を有する。JRAD は JSAA による仲裁を応諾する。

以上